

令和5年 2月 2日  
 みなとみらい特許事務所

## 欧州単一特許制度および統一特許裁判所のご案内

2023年6月1日より、欧州特許庁（EPO）にて欧州単一特許制度および統一特許裁判所の運営が開始されます。本ご案内では、概略と手続きや費用面についてご説明いたします。各出願の対応につきましては、発明内容やご希望に即したものを別途ご提案差し上げます。

### 1. 欧州単一特許制度について

本制度は欧州での特許登録が認められた段階で、ご利用要否ご検討いただくことになります。なお、欧州での審査の手続きには変更はございません。

欧州での特許登録後には、欧州各国にて権利化を行う必要がございます。これまで欧州特許登録後に行う有効化手続き（欧州各国で権利化するための手続き）は、国毎に実施する必要がございました。

しかしながら、本制度を利用した場合、欧州連合（EU）加盟国であって、本制度が利用可能な国に対しては、欧州単一特許申請をすることで、国毎の有効化手続きが不要となります。

現時点で本制度を利用可能な国は、以下の17か国です。なお、欧州特許条約（EPC）加盟国であっても、本制度を利用できない国（例えば、イギリス）は、従来の有効化手続きが必要です。

欧州単一特許制度で権利化できる国（2023年1月時点）					
オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	エストニア	フィンランド
フランス	ドイツ	イタリア	ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク
マルタ	オランダ	ポルトガル	スロベニア	スウェーデン	

※1 EU加盟国のうち、キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ルーマニア、スロバキアは、現時点では欧州単一特許制度を利用することはできませんが、将来的に利用できるようになる見込みです（時期不明）。

※2 EU加盟国のうち、スペイン、ポーランド、クロアチアは、欧州単一特許制度を利用することはできません。

なお、従来の有効化制度と欧州単一特許制度は共存するため、これまで通り、国毎の有効化手続きを経て、国毎に特許権を取得することも可能です。

従来の有効化手続きと、欧州単一特許との違いは、次ページの表に記載のとおりです。

	メリット	デメリット
従来の有効化手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各国で独立した権利を取得することができる。</li> <li>②事業状況に合わせて、権利を維持する国を選択することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有効化を希望する国すべてで、個別に手続する必要がある（手続きが煩雑）</li> <li>②国によっては、当該国の公用語による、特許請求の範囲又は全文の翻訳文が必要になる場合がある</li> </ul>
欧州単一特許	<ul style="list-style-type: none"> <li>①EPOに単一効申請を行うだけでよい（手続きが簡単）。</li> <li>②欧州単一特許を利用可能な国全体で、特許権を取得することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現時点では、英語以外のEU公用語での、全文の翻訳文が必要（翻訳費用が新たに発生する）。</li> <li>②特許が取消／無効になった場合、欧州単一特許全体が消滅する。</li> <li>③権利維持する国の数が減っても、年金費用は減らない。</li> </ul>

## 2. 統一特許裁判所について

欧州単一特許制度の開始とともに、統一特許裁判所の運営も始まります。

統一特許裁判所は、欧州単一特許及び、従来の欧州特許（（EU非加盟国及び、統一特許裁判所協定未批准国（1. 欧州単一特許制度についての※1、※2にて前述の国の欧州特許を除く））に関する取消手続き及び侵害訴訟を管轄する裁判所であり、統一特許裁判所の判断は、欧州全体に及びます。

例えば、特許権が欧州単一特許として成立したあと、統一特許裁判所で、本件の特許権が取り消され、又は無効と判断された場合、欧州単一特許全体として消滅します（複数国で特許が同時に消滅。欧州単一特許制度を利用可能な上記17か国で既に取得されている特許についても、同様です。）。ただし、イギリスはEU非加盟国であるため、統一特許裁判所の判断の影響は受けません。

統一特許裁判所の判断に基づく、複数国での特許の同時消滅を回避するためには、既存の特許権及びEPOに係属中の欧州出願について、統一特許裁判所の管轄から除外する手続き（オプトアウト）が必要です。

オプトアウトした場合、特許権は各国裁判所の管轄に入ります。そのため、例えばフランスとドイツでそれぞれ成立した特許権がある場合、フランスの特許権がフランスの裁判所で取り消され、又は無効と判断された場合でも、ドイツの特許権はそのまま存続します。

### 3. 手続きと費用について

#### (1) 欧州単一特許申請に係る費用 ※

欧州単一特許の申請に係る費用に加え、現在の制度では明細書の全文翻訳を欧州特許庁に提出する必要があります。(明細書の分量により翻訳費用は変動いたします。)

現地費用：約 80,000 円程度

弊所手数料：15,000 円

翻訳費用（目安）：約 300,000 円～500,000 円

※ 欧州での特許登録のための費用（特許料納付費用およびドイツ語・フランス語のクレーム翻訳費用）も別途発生いたします。

#### (2) 統一特許裁判所の管轄から除外するための手続き（オプトアウト）費用 ※

現地費用：約 30,000 円程度（特許権者 1 人あたり、最初の 1 件分）

2 件目以降…約 7,500 円程度

弊所手数料：12,000 円

※ オプトアウトの手続きを行うためには、特許権利者と手続きの申請者が一致している必要があります。もし権利者に変更がある場合には、弊所までお知らせください。

以上